

写

届出事項を変更しない通知書

平成30年6月19日

静岡市長様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

名称： 株式会社ニトリ

代表者名： 代表取締役 白井 俊之

住所： 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

平成30年6月15日付30静経商商第588号による静岡市の意見については、下記の理由により届出事項の変更はしないので、大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ニトリ静岡草薙店

所在地 静岡市駿河区弥生町795番2外23筆

2 変更しない理由

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により届け出た「届出事項」および法第5条第2項の経済産業省令で定める事項は、「大規模小売店を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき周辺地域の生活環境保持のため、合理的な範囲内で配慮した計画としています。

県道側出入口No.2から左折出庫させた場合、歩道等も狭く、特に瀬名川方面へ北進する左側には歩道がなく、西奈南小学校の通学路にもなっている県道201号線を清水駅方面以外の多数の車両が通行する事となり、また短い退店ルートを選択する車両によって国道1号線をUターンする車両や、国道側出入口から出庫して2車線を急激に車線変更して右折レーンに入る車両などの増加も懸念されます。

県道側出入口No.2から右折出庫させる事によって、県道201号線のごく一部分は通行する事になりますが、狭い県道201号線を多数の車両が長い距離を走行させる事による危険性や、国道1号線をUターンする車両の発生による危険性、急激な車線変更を行う車両による危険性の発生が少なくなるよう配慮し計画しています。

届出にあたっては、合理的な調査および評価を行っており、周辺への影響が少ない事を確認した上で計画しており、「周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態」という予測結果にはなっておりません。このため、届出事項の変更はいたしません。

6月4日付けの報告書のとおり、出入口No.2については左折出庫を妨げる路面表示等は行わず、左折出庫が可能な構造とします。

なお当面の間営業時間中は、県道側出入口No.2については交通誘導員を常駐させ出庫車両による前面道路の円滑な交通の阻害等の問題を発生させないよう配慮します。

